

噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第6回）

日時：平成28年10月11日（金）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

○事務局（森本企画官）：それでは、定刻になりましたので、ただ今より、『噴火時等の避難計画の手引き』作成委員会の第6回会合を開催いたします。

本日、ご多忙の中、ご出席いただきまして、委員の皆さまがたにおかれましては、大変ありがとうございます。本日、議事進行を務めさせていただきます、森本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、緒方審議官より、ごあいさつをいただきます。

○緒方審議官：ご紹介を賜りました内閣府の官房審議官、緒方でございます。本日はご多忙のところ、各委員の皆さまにおかれましては、お集まりいただきまして、ありがとうございます。先月でもって、御嶽山の噴火災害から2年がたちまして、現在では改正活火山法に基づきます、火山防災協議会の設置も進んできております。また、各火山地域におきましては、この協議会におきまして、火山地域の関係者の皆さまが一体となりました避難計画の作成など、警戒避難体制の整備を進めていただいている。そういったような状況でございます。避難計画の作成にあたりましては、そのためのノウハウが足りないなど、さまざまな課題があるというふうに自治体のほうからも伺っておりますが、本委員会で改訂につきましてご検討いただいております、『噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き』などの、さまざまな技術的支援によりまして、今後、各火山地域におきます避難計画の策定を、より一層、推進していただきますことを考えております。

先週の8日でございますけれども、早い時間に阿蘇中岳で大規模な噴火が発生をいたしました。引き続き、火山の噴火に対する対策につきましては、世間の非常に関心が高まっているところでございます。委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のないご意見、活発なご議論賜りますようによろしくお願いいたします。

○事務局（森本企画官）：ありがとうございます。

続きまして、本日の、委員の出席状況でございますけれども、神奈川県箱根町の町長、山口昇士委員に代わりまして、防災対策室長小林さまにご出席をいただいております。

○小林氏：よろしくお願いいたします。

○事務局（森本企画官）：それではマスコミの方は、ここでご退出をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております、本日の資料につきまして確認をさせていただきます。『議事次第』、『配席図』、『出席者名簿』、それから『避難計画策定の手引きの改定素案』、それから『第5回委員会でいただきましたご意見の整理』等が、ございます。よろしいでしょうか。

それから、議事に入ります前に、会議、それから『議事要旨』、それから『議事録』、配布資料の公開について、申し上げさせていただきます。事前にも、少しメールで、お諮りをしてございますけれども、まずは、会議の公開についてなんですけれども、本会議でございますが、基本的には非公開ということで、本日まで実施させてきたわけでございますけれども。今回の手引きの委員会のように、政府が取り組もうとしている火山防災対策について、その議論の内容も含めて幅広く、世間に知っていただいたほうがいいというものにつきましては、できるだけ公開させていただいたほうがいいのかなと考えてございまして、できれば今後は、原則傍聴可という形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

これまで3月までの、特に民間のかたがたにお越しいただいてというような形で、特に、求めに応じて、非公開にすることもできますので、ちょっと、議事の進め方、内容によりまして、その辺は、臨機応変に対応させていただきたいと思っておりますけれども。原則傍聴可ということで、させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

マスコミの方は、今日も何社かお越しいただいてございますけれども、別室でモニターから傍聴いただくことを考えてございます。その関係もございまして、特にご発言いただくときに、マイクで拾ってないと上には絶対聞こえないので、ご発言いただいたときに自動で音声マイクが拾います。赤くなりますので、ちょっとご発言いただくときに赤くなっているかどうかだけ、ご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、『議事録』、『議事次第』につきましても、これまで、『議事録』はホームページ等では、公表はしてございませんでした。『議事要旨』というものを作りまして、公表させていただいてございましたけれども、これからできるだけ早く、『議事要旨』のほうを公開させていただきたいと考えてございまして、要点のみにちょっと絞らせていただくとなりますけれども、池谷座長にご確認いただいて、速やかに公表させていただきたいと考えてございます。それから、『

議事録』につきましても、これはしっかり、皆さまのご確認をいただいたあとで
ってということになりますが、発言をいただいた委員の皆さまのお名前とともに、
公表させていただきたいと思っておりますので、この方針でよろしいでしょうか。

今後、これまではちょっと、このような取り扱いしてございましたので、
きょうから、このような取り扱いとさせていただきたいと思っておりますので、
よろしくお願いいたします。

それから、資料でございますけれども、きょうも『手引きの素案』等、まだ審
議途中の内容も含まれてございまして、公開することで、社会に混乱を来す恐れ
もあるということでございまして、そのようなものにつきましては非公開資料と
させていただきたいと思ひまして、机上配布のみとする、これまでの通りの方針
で進めさせていただきたいと考えてございます。その他、できるだけ公開できる
ものは公開させていただきたいと思っておりますので、この方針も変更なしとい
うことでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

以降、このように取り扱いをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお
願ひいたします。

本日『手引きの素案』、それから、『意見の整理表』は、非公開資料というこ
とで、整理をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

それでは以降の進行につきましては、池谷座長にお願いしたいと思ひます。池
谷座長、よろしくお願いいたします。

○池谷座長：本会議の座長を務めさせていただきます、池谷でございます。どうぞよろし
く願ひいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思ひます。本日は、『避難計画策定の手引
きの素案』について、前回の委員会でもいただいたご意見も踏まえて、ご議論いた
だきたいと考えております。なお、今回初めて、『参考資料』とか、『事例集』
というのが、後ろに付くようになりました。これも後ほど、ご議論いただきた
いと思ひます。

まず、最初に、この『参考資料』とか、『事例集』以外の本編であります
が、『はじめに』、それから、『解説編』、『計画策定編』について、議論をしてま
いりたいと思ひます。まずは、全体について、この『はじめに』と『解決編』と
『計画策定編』、全部について、事務局のほうからご説明をいただいた後で、い
くつかの章に区切ってご質問を承る。このように考えていますので、よろしくお
願ひいたします。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（野村補佐）：はい。ありがとうございます。それでは、ご説明させていただきますが、まずこの、ちょっと資料番号はないのですけれども、A3横の資料をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらのほうで、前回の委員会での意見、その後に出していただいた意見も含めて、整理をしてございます。一応、このペーパーと、あとは本編のほうですね。本編の、これも非公開資料と書いてありますが、この分厚いA4縦のものでですね。こちらのほう、両方見ていただきながら、お聞きいただければと思います。

それでは、中身、説明させていただきます。

まず、横長の資料のナンバー1と書いてあるところですけども。ちょっとここは、事務局のほうで、追加をしている部分になるのですが、ページめくっていただきまして、今回、素案のほうのページめくっていただきまして、目次の後に、『用語の定義』というのが、ございます。なお今、見ているところについては、モニターでも表示するようにしておりますので、そちらもご覧いただければと思います。こちらのほうで、本編で使う用語について、まず、定義をしたらどうかと考えております。この中で、『避難確保計画の手引き』、3月に出ておりますが、そこで定義していなかったものについて、ちょっとご説明いたします。一番上の登山者等、の部分、こちらのほうは登山者・観光者・その他、従業員者等も含めて、火口周辺にいる全てのものを指すという形で、定義をしております。その二つ目、住人等。こちらのほうは、住民・観光客、こちらも、従業員とか一時立入者も含めまして、居住地域にいる、全ての者を指すというふうに定義をさせていただきます。それから、その四つ下ですね、広域避難、こちらのほうは本文中にもありますが、市町村境、もしくは都道府県の境、境界、これを越える避難のことを指すと書いてございます。その二つ下、避難所等。こちらのほうは登山者、住民等が避難する先として、避難促進施設や、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所等がある。本『手引き』においては、これらをまとめまして、避難所等というふうに、定義をさせていただいております。

また横長の表を見ていただきまして、今度、2番目に移ります。8ページ目をご覧ください。本編の8ページ目をご覧ください。この中で、前回の、石原委員からのご意見ということで、『警戒地域の噴火シナリオ』や『火山ハザードマップ』とはどういう意味か、ということ、ございました。8ページ目の1行目、前のページから、ちょっと、続く文章にはなるのですけれども。この中で、前の文章は、すみません、このA3横のこちら、右側の欄に前の文章記載しておりますので、そちらも参照していただきたいのですけれども。その中では、『警戒地域の噴火シナリオ』や『火山ハザードマップ』、これらについて検討するのが、協議会の役割というふうに書いていたのですけれども。警戒地域はまさにベースにはなってくるのですが、ここで議論しているのは、火山単位での避難計画であり、『噴火

シナリオ』・『ハザードマップ』であるということで、こちらのほうでは7ページ目の、24行目のところがあるのですが、当該火山における効率的な防災対策を検討する観点から、『ハザードマップ』・『シナリオ』等を検討するというような形で、文言を修正させていただいております。

続きましてこれも、8ページ目、同じページでございますけれども。そのの、かっこイ、かっこう、の部分です。气象台とか地方整備局は別々に、『シナリオ』だとか、『ハザードマップ』の検討をしているように見えるというふうに、池谷座長のほうからご意見いただいております。ですのでこちらのほうは、それぞれの気象庁、地方整備局の、説明文の中に、具体的な、例えば24行目でございますが、左に数字出ているのは、行数でございます。24行目のところで、火山専門家、整備局等と協力をし、というような話だとか、30行目のところ、31行目ですかね。地方整備局に関しては気象庁、火山専門家と協力をし、というような言葉を足して、みんなで一緒にやっていくのだということが分かるように、修正をしております。

10ページ目をご覧ください。こちらのほうは事務局のほうで、今回、追加をしておりますけれども。10ページ目の2ぼつのところですね。噴火警戒レベルと火山災害における防災対応ということで、噴火警戒レベルとそれに応じた火山への災害対応という部分について、解説編のこの最初の部分で説明したらどうかと思っております。火山災害対応では、勧告・指示の使い分けが、あまり明確でないというのが、実情かと思っております。市町村担当者が、読んでいく際に、他の水害とか、水害・土砂災害・津波と、いろいろございますけれども、そことの違いも合わせて分かるようにということで、ここに、火山災害の対応の特徴について、記載をさせていただいているというしだいでございます。

この2ぼつの、下のところに、7行目のところですが、噴火警戒レベル5は、避難を実施する判断基準となりますと。ただ、噴火の時期だとか、影響・規模、それらを的確に予測することは難しく、避難勧告と避難指示の両者の使い分けについては、地域の実情や火山活動の状況に応じて、適宜判断をされているというようなことを追加してはどうかと思っております。

続きまして、18ページ目をご覧ください。18ページ目のところには、これ、石原委員からのご意見でございましたが、警戒区域の設定に関してのご意見のところであつたのですけれども。噴火警戒レベル5におけるエリアの設定を、事前に何段階か決めておくということが、必要ではないかというようなご意見でございました。警戒区域のところ、書きづらくて、今、18ページ目のところに、5行目ですね。かっこ1、火山ハザードマップというような項目を立てまして、こちらのほうで10行目から火山ハザードマップで想定している、噴火規模について協議会で共有すると。必要に応じて噴火規模が小さい、もしくは大きいもの、のハザード

マップの策定についても、検討することが望ましいというような書き方をしてはどうかというような案でございます。

続きまして、21ページ目をご覧ください。今、意見でいうと、6番目ですね。これも、石原委員からのご意見で、避難の基本的な考え方として、火砕流等の流下方向についての考慮が必要でないか、ということ、ございましたので、21ページ目の13行目のところ、また、から、始まる文章ですが、火砕流や融雪型火山泥流、溶岩流は谷や川を避けて避難を行う等、火山現象ごとの避難行動のとり方についても検討し定めておく、というようなことを追加しております。

続きまして、21ページ目。失礼しました。今のが、21ページ目ですね。

それから7番目の23ページ目、ご覧ください。23ページ目のところは、先ほどの8番ですね。『シナリオ』とか『ハザードマップ』を、みんなで協力してやるというような部分と全く同じでございまして、ここにも、個々の機関の役割を書いてある部分がございますので、そこについては、先ほどの8ページと同じように追記をさせていただいております。気象庁であれば、火山専門家、地方整備局と協力をして検討を行う、というような書き方にさして、いただいております。

それから24ページ目でございます。24ページ目には、ここは、ちょっと、事務局の修正なのですが、表が付いておりまして、『噴火警戒レベルと防災対応の一覧』ということで、概要等にしてございました。その中で、真ん中の辺りなのですが、今、気象庁、気象台を含むと書いておりますけれども、前は協議会合同会議という部分について、書いておりました。ただ、その協議会の役割といったときに、どうしても、この市町村・都道府県が横にございますので、そこと、内容的にかぶってきってしまうということがあって、それよりは気象庁をここに出して情報の発信という部分について明記したほうがいいのではないかというような案でございます。

それから続きまして、23ページ目。1ページだけ戻ってしまうのですが、こちらのほうで、各構成機関の役割について書いてございますけれども、池谷座長のほうから、気象庁は、レベルに上げるだけではなくて、引き下げも行うのではないかと、というようなご意見、委員会の後でご意見いただいておりますので、それについては28行目、噴火警戒レベルの引き上げや引き下げというようなところで、言葉を追加してございます。関連する部分、他にも、追加、引き上げだけではなくて、引き下げについても、他の部分についても入れております。

それから、25ページ目。25ページの下、31行目から32行目のところなのですが、池谷座長のほうからこれも、後日のご意見ですけれども、情報の関係ですね。火山に関する情報の話のところ、火口位置がわかるような情報の共有ってというのが、重要なんじゃないかというようなご意見いただいておりますので、それを踏まえまして、今、31行目から、特に噴火の発生もしくは発生が予想される位置を

特定するための情報等についても整理が必要だというようなことで、追記させていただきます。

A3の意見表のほう、続けさせていただきまして、ナンバー11でございます。意見ナンバー11でございます。こちらのほうも、25ページ、そのまま結構なのですが、25ページのところで、関谷委員のほうから、情報伝達体制について、火山に関する情報の整理・確認ということと、伝達経路の整理という部分は、2つに分けて書くべきではないかということをご意見いただいております。確かに前の文章ですと、その右側でございますが、ですと、そこら辺がちょっと、整理できていないような書き方になっておりましたので、そこは25ページ、本編の25ページの、28行目のところに、計画では、情報の意味や発信元、発表されるタイミング、収集方法等をまず整理をしておく、というようなことを書かせていただいたのと、次の26ページに移りますが、こちらのほうでかつこ2番といたしまして、情報の伝達・共有という話が、もともとありましたので、こちらのほうで、9行目、伝達系統を明確にする、というような話を、こちらに移していただきたいということで、二つ分けて整理をさせていただきます。

続きまして、27ページ目。その次のページですが、こちらは事務局の意見ですが、事務局の修正ですが、異常現象の伝達系統図の追加ということで、異常現象発見してからそれを市町村・警察に通報してそれを協議会で共有をするというような一連の流れについて、図を追加しております。

続きまして、32ページ、お願いいたします。32ページに、救助の体制というふうでございますが、吉本委員のほうから、避難誘導時等に従事する者の安全確保について記載できないか、というようなお話ございました。それでなかなか、前回の委員会の場で、誰かを見据えてという話、なかなか書きづらいという議論もございましたが、一つ、書けることとしてこの救助の体制のところ、例えば、30行目のところなのですが、救助を行うものが自らの身の安全を確保し、というようなことを、前も認知災害の防止とかそういう話はところどころ書いていたのですが、ちょっと、それを念押し形で言葉を追記させていただきます。

それから、34ページ目、ご覧ください。34ページ目の箱書きの中ですけれども、池谷座長のほうから、『避難確保計画の手引き』の中で、避難促進施設の指定の条件について、火口周辺であるという位置関係と、規模の話、二つあるはずだから、それをちゃんと明記しなさいということで、34ページ目の、24行目から、二つの条件について明示することに修正をさせていただきます。

続きまして、35ページ目。35ページ目の6ぽつ、合同会議等というふうでございますが、これは、位置を書いております。前は、この章の一番前のほうに来ていたのですが、協議会、市町村が中心になって、避難計画つくるという内容になっている中で、ちょっと国の体制についていきなり出てくるのが、ちょっと

内容的に、浮いてしまっていたという部分ございましたので、場所をちょっと後ろのほうにずらせていただいております。

それから続きまして、同じ35ページの、6ぽつの上の部分ですね。19行目になります。避難促進施設の避難確保計画の支援のところ、学校・施設における児童・生徒の引き渡しの関係でございます。こちらのほうも、前回、議論ございまして、ただ、事前にハザードマップの状況なんかを見ながら、専門家の意見を聞いて、事前に検討を行っておくというところは書いておこうということで、今、19行目から21行目の内容を記載しております。

それから、38ページ目に見ていただきまして、38ページ目には、噴火警戒レベルとそれに応じた避難の対応という表、付けてございますけども、こちらのほうで、噴火警戒レベル5のときの市町村の対応として、避難の勧告・指示というものがございます。前は、避難勧告・指示の発令というような話を書いていたのですが、けれども、関谷委員のほうから、他の文書の中で、準備情報については発表だし、避難勧告・指示は発令だと、そこら辺の使い方がまずおかしい。全部発表になったり、発令になったりしていたので、そこをちゃんと整理しなさいというご意見とともに、この表の中はあまり発令・発表という言葉はこだわらなくても済むように、避難の発令・指示という書き方でどうかというご意見ございましたので、そういう修正をさせていただいております。

これは、63ページ目に、噴火警戒レベルが2、3から5に上がる図があるのですが、けれども、そちらのほうも同じように修正をさせていただいております。

続きまして、43ページ目、ご覧ください。こちらのほうは、広報文例になるのですけれども。その中で前回、意見としては文例の中で噴火警報が〇〇山に発表となっているが、できるだけ火口の位置などが分かるような表現にしたほうがよい、というようなご意見ございました。それで、今、43ページの、例えば一番上の、住民向けの防災行政無線の文例とございますけども、その中で前は火口というふうに書いていたのですが、そこを〇〇というふうにいたしまして、下の脚注で〇〇山、かっこ〇〇と、イメージとしては箱根山、かっこ大涌谷というようなものも、この中で、できるだけ使って、具体的に書けるようであれば使っていただくというような、〇表現にしてみたらどうか、という案でございます。

続きまして、44ページ、ご覧ください。44ページのところですけれども、規制の場所で、看板なんかを立てるのであれば、その理由なんかも書くべきではないかというふうに、池谷座長のほうから、ご意見いただいております。44ページの14行目、看板を立てるなどして、規制の理由、それからこれもちょうと追加なのですが、情報の更新日時等を示す、ということで、これは別途また、後日に河野委員のほうから新しい情報であるということを明示するためにこういうことを書

いたどうか、というご意見ございましたので、追記をさせていただいております。他の入山規制とか部分についても、同じように修正をさせていただいております。

それから57ページご覧ください。57ページのところでは、噴火警戒レベルが1から2、3に移行、突発的に上がるというような場合についてですけれども。その16行目のところですね。協議会の構成機関は、速やかに、火山活動の情報を共有し、協議する。前は速やかに、火山活動の情報を共有し、という部分がなかったので、いきなり協議をするということになっていましたので、突発的に噴火をしている場合に、かなり急いで対応しなきゃいけない状況にそぐわない文章になっていたということで、修正をさせていただいております。

それから、58ページですね。58ページの噴火警戒レベルが1から2、3に、突発的に上がったときの、緊急避難・緊急退避を行うタイミングは、避難確保計画のときの整理と合っていたかと、合っているのか、というようなご意見を関谷委員のほうからいただいております。一応、うちのほうでも、確認をさせていただきまして、まず緊急退避をやる分には、この登山者等、さらには促進施設のかたがた、こちらのほうが市町村の情報待たずにまず行う。それは、一時的な避難ということで、その後にさらに、山側のほうからも二次的な避難を行う際には、市町村の協力も得ながら、携してやっていくというようなことで、避難確保計画のほうを『手引き』のほうは整理をしておりましたので、一応、それに合わせた形にしているということで、このようなことにさせていただきたいと思っております。

合わせてなんですが、その表の上のほうで、都道府県、市町村のところで非常体制というのと、情報伝達っていうのを、前は、一つの四角の中に書いておりました。それがどうも、体制と情報伝達、二つ、無理やりただ並べていたので、まず体制に入ってから情報伝達するように、誤解されると困る。両方、並行してやらなきゃいけないのだっていうことを示す上でも、ちょっと四角を二つ分けて書かさせていただいております。

それから、60ページ目、ご覧ください。これも関谷委員のほうからご意見いただいていたことですが、突発的に噴火した場合に、新たな入山を防ぐということも、重要じゃないかと。中にいる方は、緊急退避して避難誘導することはもちろん重要ですが、それ以上、危ない場所に人を入れない、ということも重要だ、というご意見いただいておりますので、11行目、こちらのほうに丸3番、入山規制等ということで、一つ項目を立てて新設をさせていただいて追加させていただいております。

続きまして、23番目の意見でございますが、70ページをご覧ください。救助・救出の部隊の中に、火山専門家が入って、現場に同行すべき、というようなことで、吉本委員のほうからご意見いただいておりますが、なかなか必ずしも同行して、危ない場所に入っていくということが難しい場合もあるということから、

24行目のように、必要に応じまして専門家・ガイド等は技術的に支援を行うことも検討すべき、というような支援を行うという形で書かせていただいております。

続きまして、74ページ。74ページの7ぼつですが、報道機関への対応ということで、前は報道機関との連携という形にしていたのですけれども。その中で前回の委員会の中では、協議会としての窓口の一元化だけではなくて、市町村単位での報道窓口も決めておくべき、ということ、ございましたので、74ページの、11行目ですね。協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民へのきめ細やかな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町村としても報道対応の窓口を設置するというようなことを書かせていただいております。

次の25番の意見も合わせてとなりますが、石原委員のほうからご意見いただいていて、合同記者会見の開催についても記載をする、ということで、今、見ていただいたところの続きですね。合同記者会見についても、書かせていただいております。

それから26番の意見、75ページになりますが、75ページの9行目のところで、長期化、避難の長期化に関する部分でございますけれども。その場所で復興することが難しいという場合もあるということに留意するだとか、それについてもうちょっと、具体的に書けないかというような、石原委員のご意見でしたけれども。なかなか、復旧・復興として書くと、どうしても避難の話にフィットしないということもありまして、長期避難の延長線上というか、と読めるように、多少書き直しております。9行目、また、のところですけども、顕著な地形・地表面の変動を伴う大きな火砕流や土石流の被覆が予想される地域等では、数年に及ぶ避難の長期化や、場合によっては、今後居住が困難となる可能性があることにも留意する、という書き方にさせていただいて、事例集のほうで、ページを示しておりますけれども、有珠と三宅の事例を、載せさせていただいております。また、後ほど、参考資料として、ご説明いたします。

続きまして、75ページの下、風評被害のところですね。こちらのほうでは、関谷委員のほうから、前の言葉が立ち入り規制の中に観光客呼べないという話と、外でも観光客が来なくなるというような、二つの話が混在して文章読めたということで、そこについては75ページの箱書きの部分ですね。19行目からになりますが、こちらのほうで、明確に分けて読めるように修正をしております。

それから、76ページ。次のページにいたしまして、石原委員のほうから警戒区域への一時立入について、火山専門家等の調査に関する記載を書いてほしい、ということでしたので、それについては76ページの、例えば27行目、避難指示解除の部分でございますが、専門家等が避難指示解除に適切な助言を行うには、現地調査が不可欠である、というような話だとか。また、77ページのところですね。

16行目、現地調査は必要であると。また、都道府県・市町村は、その活動を支援する、というような話で。

それから、次の78ページ目ですね。一時立入の部分でございますけれども、そこについて、5行目、一時立入を実施するにあたっては、それに先立て、気象庁、専門家は、警戒区域に立ち入り、現地調査をすることが望ましい、というようなことも、書かせていただいております。

続きまして79ページ目、ご覧ください。こちらのほうは、防災啓発に関する話ですけれども、その5行目のところで、前、関谷委員のほうから、前はね、火山噴火災害を適切に恐れるというような言い方をしておりましたが、それについては正しく知るとすべき、ということでございましたので、5行目、ちょっと、そのように修正をさせていただきます。

それから、その次の意見、吉本委員の意見でございますが、防災啓発、火山地域だけで行うのではなくて、それ以外の地域のほうにも力を入れてくれ、ということでしたので、今のページの6ページ目、7ページ目、こちらのほうで、わが国は、火山国であり火山地域に暮らす住民だけではなくて、それ以外の地域でも普段から広く防災啓発・教育に取り組むべき、というようなことについて追記をさせていただきます。

それから、80ページ。これは、最後でございますが、池谷座長のほうから、学校の先生の防災教育、生徒だけではなく、先生への教育も重要だ、という意見ございまして、22行目、教職員に対する火山防災の研修を行うことについても、追記をさせていただきます。

以上でございます。

○池谷座長：ありがとうございました。前回の第5回での委員会での意見、またその後の各委員からの事務局へのご指摘、こういうものを踏まえて事務局のほうで修正したものが、今、説明した内容になりますが、質疑応答に入りたいと思います。

まず、だいぶ長いものですから、少し区切って皆さんのご意見をお聞きしていきたいと思います。最初、『はじめに』っていうところですね。2ページ目から。それから、4ページ目からの『解説編』、この二つについて、ご意見・ご指摘がございましたら、ご自由にご発言お願いします。どうぞ。ページでいうと、初めから15ページくらいまでの間でありますけど。いかがでしょう。どうぞ。

○関谷委員：10ページの噴火警戒レベル、7行目以降のところなのですが、避難勧告・避難指示が、災対法だと、災害が発生する恐れがあるっていうふうになっていて、危険が迫るっていうふうになっていないと思うのです。だから、火山の災害が発生するもしくは恐れがある場合に、要は、危険が迫っているかどうか分からないけ

れども、避難をさせるっていうふうなことだと思うので、この部分は、災対法の文言に合わせたほうがいいのじゃないかなと思います。

○事務局（野村補佐）：はい、分かりました。

○池谷座長：では、修正をすることで、他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。

でしたら、また後ほど、気が付いたときにとということで、戻ることも含めて、お話をお伺いしたいと思います。次の『計画編』のほうであります。16ページからありますが、これも、だいぶ長いものですから、まず最初の第1章の基本的な事項と、それから第2章の事前対策について、ご質問・ご意見ありましたら伺いたいと思います。よろしくお願いします。ページでいうと、16ページから36ページまで。

○池谷座長：まず、私からでいいですか。二つありまして、一つは、27ページの伝達の経路図なのですが、これを見ていると、災対本部からいろんな所を経由して、登山客とか、住民のところに情報が行くようになっていきますけど、この中に、いわゆる集客施設、いわゆる山小屋等の施設から、登山客や観光客に行く情報が入ってないですね。やはり、パスの中には、山小屋を入れといたほうがいいのじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。それが、1点ですね。

それから、もう1点が、19ページのところでなくて、20ページのところで、『噴火シナリオ』がありまして、それを受けて21ページに、ターゲットとする現象、そして、非常にすぐに流れてくるので、非常に危険度が高いっていう現象としては、時間が非常にない現象として火砕流とか融雪型火山泥流を挙げているんですけど、こういうところは、どのくらい前に、じゃあ、注意すればいいのかっていうのが分からないと、なかなか、計画をつくるといっても、避難計画つくるといっても、難しいのではないかなって感じします。そういう意味では、例えばレベルが、順番に行くときには、レベル5で避難をさせるわけですから、その手前のレベル4のところに、例えば留意点のようなもので、火砕流とか火山泥流の恐れがある場合は、この時点で避難する、もしくは、要介護者ですか、要するに災害弱者のことを考えると、レベル3のレベルで少し考えておくとかですね。そういう一歩手前のところに、留意事項のようなものを入れて、注意喚起をしてつくる際に、議論していただく。これは、山ごとによって違いますので、一概には言えませんが、そういう議論をする場がどこかというのが、分かるようにしたいほうが良いような気がするのですが、その2点はいかがでしょう。

○事務局（野村補佐）：はい。ありがとうございます。

1点 目については、『避難確保計画の手引き』等を見ながら、ちょっと、この表を持ってきたところではあるのですが、今度、その山小屋なんかを、利用者に対する防災訓練として使っていくというようなことも、この文章の中に書いておきますので、やっぱり、その中になのは、ちょっと確におかしいかなという気はいたしますので、ちょっとどのような形で、書けるかっていうの、ちょっと、検討させていただきたいと思います。

もう1点なのですが、こちらのほうを、レベルが順番に上がっていく中で、各レベルのところで、例えばなんですけど、例えば、39ページなんか、ご覧いただくと分かりますが、39ページの、例えばこれは、まだ臨時の解説情報が出た段階でことになりますけれども、その中に運ばれている中で、また、として、9行目ですね。噴火警戒レベル2に引き上げられた場合の対応についても、この段階で協議しておくことが、重要、というようなことを書かせていただいております、各レベルについて、同じように書いているのですが、その中で、多分、これに関する留意事項として、池谷座長がおっしゃられたような、特に時間が短いよねとか、そういうものについて協議しなければならない、というようなことを書けないかなというふうに、今、思っております。ちょっと考えさせていただければと思います。

○池谷座長：よろしく、ご検討お願いいたします。他は、いかがでしょうか。

○石原委員：20ページの、『噴火シナリオ』のところなのですが、かつこの下の、計画に定めておくべき具体的な内容というところで、1ぽつに一つなのですが、その後の、なお、その際、『噴火シナリオ』の再検討必要があれば、あるのですが、ここはちょっと別にして、もう一つのぽつにして、火山活動の進展に応じて、といますかね。そのほうがいいのだろーと思います。つまり、ある時点、火山活動が進展してきた。じゃあ、今までの『噴火シナリオ』でいいのか、あるいは、ちょっと、別の発展があるのか、というようなことが必要になると思いますので。火山活動の進展に応じて、『シナリオ』の再検討が必要であれば、ちょっと、文章が、もう少しいい文章があったとすれば、そういうことにさせていただいたほうがいいんじゃないかと思います。いかがでしょう。

○事務局（野村補佐）：その前の、ちょっとご参考なのですが、19ページのところで、19ページの13行目のところで、なお書きとして、噴火時には、避難対象地域や警戒区域の拡大・縮小等を、火山活動の状況に合わせ、柔軟に対応する必要がある、というふうな書き方はさせていただいて、ちょっと、エリアの話は

こんな形で書いているので、同じような形で、シナリオについてもリアルタイムで柔軟に対応していく必要があるということを、書かしていただきたいなど。

○池谷座長：特に、火山によってはその火山の動きによって、活動によって、変化してくる、現象が変わることもあり得るので、石原委員は、多分、そういうことも含めて、十分考えるようにという意味だと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（野村補佐）：はい。分かりました。

○石原委員：もちろん『ハザードマップ』もある意味は、影響範囲を見る。というのは、こちらのほうのですね、先ほどありました19ページのほうで、それはカバーされているとは思いますが、それに対応したような格好で、問題活動の推移が今後どうなるかという、ある程度、方向性、可能性ある『シナリオ』、あるいは消えていく『シナリオ』、いろいろあるとは思いますが、そういうのを確立するという意味で、火山活動の進展に応じて、どんどん見直しを行おうという、そういうふうに、変えていただければと思います。

○事務局（野村補佐）：はい。分かりました。

○池谷座長：よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。よろしいですか。

それでは第1章と第2章については、一応、一区切りとさせていただきます、第3章の噴火時の対応について、ご意見・ご質問よろしくお願いいたします。これは結構、先ほどの37ページから、ちょっと分かりづらいのですが、74ページの間くらいですかね。中段くらい。第4章って書いてあるところの手前まで、74ページの間までであります。ご自由に、ご発言をお願いします。

小林委員、担当しておられる身として、ここは1番、多分、具体的な議論をいろいろ文章も含めて考えていかないかん、大変なところだと思うのですが。お読みになっていて、何かご意見ありませんか。

○小林氏：具体的に、どこの項目というわけではないのですが、外国人の方に対する情報発信っていう部分が、全く触れられてないのかなっていう気がしますので、何か、外国人観光客に対する周知とか、その辺、何かちょっと、どっかに書いていただければなというふうに感じますけれど、いかがでしょうか。

○事務局（野村補佐）：そうですね。今、例えば46ページの下の部分なのですが、32行目のところですね。登山者・住民等の周知については、あらかじめ文例を定めてお

くことが望ましい。また、外国人対策として、多言語で文案を作成することが望ましい。結構、いろんなところに書かしてはいただいております。

○小林氏：分かりました。

○池谷座長：もう一度ちょっと、全体を見て、必要なところには外国人という項目を、ぜひ、配慮していただければと思います。ということで、よろしいでしょうか。

○池谷座長：河野委員は、この辺、1番感じるところ、いかがでしょうか。

○河野委員：情報のところ、情報のところで、外国人の話と、類似はすると思うのですが、用語のところで、定義はしていただいているのですが、登山者等っていう表記の仕方になっていると、それはもう、便宜上のものだと理解はしていますが、どうしても、何だろう、体がむき出しで歩いている人っていうものを、ビジュアルとしてイメージされますが、場所に、山によっては、車の中で、密室の中で移動してられる方が、どうしても、かなり多く、ドライブ中の方とか、おいでになる可能性があります。そのときに、情報の、ラジオで伝達するっていうものは、あると思いますが、29ページに、情報伝達手段の例というのが書いてあって、ここと46ページ辺りの情報収集・伝達と、多分、絡んできますが。緊急速報メールと、あと、ラジオ以外のものだと、運転中の人、なかなか触れにくいものがどうしてもあって、柵とか看板だと、走っているときだと文字だけだと見えないとかいろんなことがありますので、そのドライブ中の人に、どうやって聞かせるのかとか、見せるかっていうところ、あとは人を配備するのか、取りあえず、封鎖をするのかとか、その辺りのことっていうのは、計画をつくられる協議会のかたがたが、見落としがないように、どっかに具体例として入れておくっていうぐらいのことは、していただけるとうれしい気がします。

○池谷座長：具体的に、何か、こういう方法はどうかっていうような、アイデアはありませんか。

○河野委員：場所によるので、何とも言えないのですが。渋滞情報みたいに電光掲示板のようなものがあるようなところであれば、その表示を、全部切り替えてしまうっていうのは、あります。あとは看板を、すぐ出せるような場所の看板を隠しておいて、ここら辺から、規制区域になるだろうなって、ハザードマップで、ある程度予想されるところに、いざとなったら大きい看板が出せるような、普段は隠しておけるようなものをあらかじめ設置をしておくとか。

○池谷座長：そういう意味では、バスターミナルとか、それから駐車場とか、いうところに、モニター、何か看板を置いていて、普段は山の状態でも映しておいて、いざというときには。

○河野委員：今は、ここからここが規制されていますよ。

○池谷座長：規制だよという図が、マップが出るような情報が出るとか。

○河野委員：そうですね。常に、サービスエリアの渋滞情報と一緒に、何か、放送がなっているけど、何を言っているか細かいところが聞き取れないっていう人が、情報を取りに道の駅のような所に立ち寄ったりとか、そういうことはあると思うので、そんなところで情報に触れられるような仕組みっていうのは、タイムラグがあって、情報を取りに来る人ってのは、おそらく、いるっていうことは想定しといたほうがいいかなという気がしました。

○池谷座長：可能であれば、そういうところまで少し踏み込んで書けるといいかなと。なかなか、強制的にはできないですけども。情報として、こういう手法もあるよというような事例でもいいのですけども、書けると分かりやすいかなと思う。そういうことで、よろしいですかね？

○関谷委員：前回から指摘があって加わっている部分だと思うのですけれども、例えば70ページの火山専門家、山岳ガイドが技術的に支援を行うことも検討すべきである、ってあって、あと78ページに火山専門家等は現地調査を行うことが望ましい、ってあるのですけれども、少し表現が弱いような気がします。どちらかというと積極的に関与してもらうようにすべきである、くらい強い形でいいのじゃないかなと。前のほうにある9ページだと、助言を行うって書いてあるのだから、現地調査については積極的に関わってもらえみたいな、ちょっと強い表現のほうがいいのじゃないかなと思いました。

○池谷座長：これは事務局いかがですか。

○事務局（廣瀬参事官）：確かに助言を行うというふうに随所を書いてあって、かつ実際に噴火したらどこまでが安全で、どこからが危ないのかというような活動の方針について、火山専門家等はしっかり助言をして、それらが救助されるかたがたの二次災害の防止にも十分つながるので、非常に重要なことだとは思っている反面、

なかなか危ない場所に消防のかたがた、警察のかたがたと一緒になって、どこまで火口付近まで近づけるのかというようなことになると、かなり何ていうか、身分というか、立場が違う中でちょっとわれわれの中でも、どこまで書いていいのかというのが悩ましく、今、このような表現にとどめていたのが現状です。

○関谷委員：どちらかというとそれを判断されるのが火山の専門家というか、火山の研究者のかたがただと思うので、そもそもその判断は専門家というか、研究者の方がすべきことなのじゃないかなと思うのですが。どうですかね。危なかったら自分たちで、そりゃ行けないとかそういうの、判断されると思うので、むしろ市町村側としてやるべきこととしては、積極的に関わってもらってというふうな感じの書き方のほうが、むしろ望ましいのではないかなと思うのですが。

○池谷座長：現実的には多分、相当難しい問題を含んでいるのだと思いますね。データを見て、このデータで、今、行って大丈夫なのか、安全なのか、危ないのか、っていう判断をしろって言われて、明らかにできる場合と、なかなかできないケースがあるのじゃないかと思うのですね。そういうときに文言で絶対やらなくてはいけないような文言にしちゃうと、それは分からなくてもやらないかんというところを多分、心配されているのじゃないかなって気はするのですね。ですから、はっきり分かるところは当然、これはもう、ここに支援をするって書かなくても、多分、火山専門家はみんなやっているのじゃないかと思います。また、やることに躊躇はしないと思うのですが。できないこともあり得る。自然現象っていうのは、なかなか、全てをデータだけで、状況だけで全部判断しろっていうのは難しいケースがありますから、そういうときにどうするかっていうことを含めて、支援という言葉にしたのではないかという。今、読ましていただくとそういう感じがするのですが、違うのですかね。

○関谷委員：ここら辺、現地調査っていうところがポイントだと思うので、現地調査に関しては望ましいとか。軽い、軽いつてか、弱い表現よりは、強めの表現のほうが、むしろ火山の研究者のほうが、入りやすくなるのじゃないかなというふうな思っ
て、もう少し強い表現のほうがいいのかなと。

○池谷座長：多分現地と言われても、救助で行くときに山が動いているわけですね、まだね。山が動いている。山を見ていて、現地を見て、これは危ないかどうかって見るよりは、やはりそこでの振動がどうなっているとか、伸縮計がどうなっているとか、いろんなデータで多分、まず火山専門家は判断をしてくるのだと思うのです。本当に上がれるかどうかは。ですから、山を見てこれは安全だとか、

危ないとかってのは、これは神様じゃないと、なかなかわからなくて、そのデータをやはり前提として、あとは見た感じで合わせて、多分長年の勘で、判断をされてくつていうところがあるのじゃないかなと思うのですね。ですから、なかなか現地調査含めて、これは難しい部分もあるのじゃないかなと思うのですが、できるだけ強く応援をするというところを何か書けないかという、ご指摘はその通りだと思うので、できるだけの応援はしていきたいという気持ちがもう少し表れる文言というのはありますか？

○事務局（野村補佐）：なかなか、先ほどもお話ありましたが、立場が違う中でもし何かあったときの責任がなかなか取りづらいという、そこがかなり大きな部分としてあって、ただ、片や助言等は積極的にやってもらう必要があるというふうには思っておりますので。また必ずしも現地で一緒になって入らなければいけないかという、そこはどうなのでしょうね。座長おっしゃられたように、曖昧な部分もあるとは思いますが。

○池谷座長：石原委員、いかがです？

○石原委員：関谷委員の言うのも分かるのですが、まずかつてと違って、大学教授の多くは今や国家公務員ではないわけですね。民間ですから。それぞれの大学の中で、非常になかなか、しにくいというか。例えば内閣府がこの期間は国家公務員として扱いますよとか、それならまた話は別ですけど。そういう問題が一つ、1番ですね。

それからもう一つは、救助という割にこれは、やはりある程度経験を持っている人でないとかかなり危ない。私も幾つか危険な範囲で私自身もそうですけども、工事をやるとかいうときはかなり、それこそ緊張した状態で時々刻々の状況とか見ながら、すぐ退避とか、既に退避場所考えながらとか、そういう作戦を立てないもので、ちょっとそこまでやれる人がおれば、口永良部とかもっと早く解除されているものね。なかなかこれは難しいところ。今、一つ申し上げたのは、身分上の問題とかのことを相当考えてないと、積極的にコントリビューションしなさいという言い方は難しいのじゃないかというのですけどね。

○関谷委員：分かりました。いや、いろんな先生から、見に行かないで判断できるか、みたいなことを結構よく聞くので、強めの表現のほうがいいのかなと思っただけで、理解しました。

○石原委員：もちろん後の現地調査、状況を見て、観測機器とか、それはやはり少し、救助とかそれと、またちょっと別、置いてということですから、これはやはり必要だとは思いますが。

○事務局（廣瀬参事官）：今のと関連して、確かに今のご議論聞いて、77ページの30行目から始まるここは市町村が決定するにあたりって話になって、助言を踏まえてって話になっているところは、石原委員おっしゃるように、責任が誰にあって専門家はどういう役割を期待するのかってことについて、少しその形があいまいになっていて、なおかつ支援を行うことも検討すべきであります。関谷委員おっしゃるように、2歩くらい引いているような日本語にはなっているので、今の、両委員がおっしゃったことを踏まえて、少しここは整合取ったような形で、責任の所在と期待される役割、行っていただきたいことを明確にしたいなというふうに思います。ちょっとそこは合っていないかなと思ひまして、ちょっと直したいと。

○吉本委員：同じところなのですが、関谷委員の言う通りで、70ページは文言として、おそらくそんなに強く書けないだろうなと思いますけど。78ページのほうの、一時立入にあたって、あまり危険でないところで観測調査するというところは、もう少し積極的にという感じであっていいかなと思います。

○池谷座長：ということは、逆に言うと77ページは助言を踏まえて、十分いいじゃないかと、こういうことですね？

○吉本委員：そうですね。だから、立ち入るときも、かなり場所によると思うのですよね。

○池谷座長：立ち入りが可能かどうか、判断するためにはある程度、分かってないといけませんからね。

○吉本委員：はい。おそらく立ち入るために、観測を強化したりしなければいけないので、そこはやっぱりしっかりやらなければいけない。ここは積極的に入ったほうがいいと思うのですが。70ページのほうは、これは救助なので、救助の専門家とわれわれではちょっと立場が違うので、その辺はやっぱり変わるでしょう。

○池谷座長：廣瀬参事官のお話も、少しちょっと、今のお話を聞いていただいた上で、それぞれ立場が違うという意味で、状況が違うっていうことを意識している。

○事務局（廣瀬参事官）：例えば、火山ガイドの例にあがっていたりして、ちょっとこの辺の情報等も含めて、後で確認させてもらいたい。確認します。

○河野委員：2点あります。一つ、44ページと48かな、にある、登山者等の避難誘導に関するところで、避難誘導の現場の話なので、ここで突然、観光関連団体と観光関連事業者っていう主語が出てきて、身の安全を確保しつつ、可能な範囲で、安全な中で、市町村等と連携して、登山者等の避難誘導にあたるという文言がありますが、それまでに役割、この観光関連団体と事業所の役割が、あんまり述べられてなかった流れの中で、唐突に出てくるので、ここの流れの中で、この人たちが、市町村から、命令を受けて、何かをするっていうふうなことを書くのか、それとも、彼らが、彼らの範ちゅうの中で、それぞれの小規模な店舗からある程度の施設まで含まれると思いますし、多分、この観光関連団体は、もしかしたら、旅行社も含まれるかもしれませんが、この範囲もおそらく読む人にはちょっと分かりづらいところがあるかもしれないので、おそらく書きたいところは、市町村等と連携しつつ、命令を待つまでもなく、自分たちにできる範ちゅうで、避難誘導を促進させるという意義だと思うのですけれども、それが、読み取りにくいというところは、あると思います。あと、自分たちが、これに含まれるのかっていうことを、それぞれの事業者が理解できるかどうかというところの表現方の工夫をお願いしたいと思っていますのが、1点と。

52ページ。帰宅支援です。ここは、いろんなケースがあるので、悩ましいと思いますが、同じく事業者関連のところ、輸送機関は、市町村の要請に応じて、バス等の移動手段を提供する、という文言がございます。おそらく、輸送機関なので、バス会社とか、タクシー会社とか、そういう運輸機関のことを想定されていると思いますが、火山があるところで、地域によっては、バスをその地域の事業者がほとんど持っていないような、小規模事業社しかないケースもありますし、タクシーの台数がもともとすごく少ないところも、田舎だと、想定がされます。この中で今回、この項は登山者等の帰宅支援ですが、並行して、もしかしたら避難とか、住民等の避難だったり、病院等の輸送とか、別の用途にタクシーなりバスなりが必要になる可能性も踏まえると、市町村が、その市町村の区域内、あるいは都道府県内の、タクシー会社とバス会社だけで、個別等に連携して手配できるかどうかというのが、場合によっては危うい可能性が、正直なところ、これは現実問題としてあります。

火山ではないですが、3.11のときには都道府県なりがそれぞれのどこのバス会社は何台、今、余っているとか、タクシー会社がどれだけ今、何に使われているっていうのを、それぞれと調整していると時間がなくなるので、旅行会社に、調整を全部委託をして、旅行会社がすべての輸送機関の中でそれぞれの輸送機関の

余っている台数なり、何がどこに使われているかを全部調整をして、県に対してこれはここで使う、これは住民用のこの移動に使います。これは他県に流しますとか。いろんなことを、真ん中に立ったっていうのが、3.11のときの対応という形でありました。

なので、輸送機関と、現実ここで決め打ちしてしまうのはちょっと難しいということと、市町村の手間がおそらく、ものすごい増えるっていうところがあるので、書きぶりを工夫をするのか、あるいは事例のところ、こういうふうなケースもあるので留意とするなり、ちょっと表現の幅を持たせるか、ここに旅行会社なり旅行業協会とかそういう旅行系の団体が、こういう交通の帰宅支援の、おそらくプロだと思いますので、その辺りを想定して入れておくっていうのは重要なと思います。

○池谷座長：はい。ありがとうございました。事務局、いかがですか。

○事務局（野村補佐）：はい。すみません。先ほどの1点目の、44ページのほうの、観光関連団体等の話は、河野委員がおっしゃられるように、こちらのイメージとしては、避難促進施設における避難確保計画の一環として自分で市町村を待つのではなくて、自ら動いていただきたいという趣旨で、ちょっと書かしてはいただいたのですが、ちょっと確かに、唐突に出てきてそれ以外説明がないので、もうちょっと説明の工夫をしたいと思います。

2点目に関しては、シンプルに書き過ぎで、おっしゃられる通り、自治体によって地元のバス関連会社等とも、何ていうか保有台数とか全く変わってくると思いますし。もしくは県単位で、県のバス協会なんかと協定結んでいるような場合もあるでしょうし。もうちょっと幅が広がるような書き方をさせていただきたいのと、ちょっと事例も調べてみたいと思います。

○池谷座長：大抵のところは、今、災害協定を結んで、交通機関、例えばバス協会とか、鉄道とかとやっているところが多分多いと思うのですよね。ですから、そういうのも含めて少し広げた意味で、旅行団体も含めて記述するということによろしいでしょうか。

○池谷座長：それではだいぶ時間もたちましたので、次の後編の最後の4章と5章。74ページからでありまして、一番最後の81ページまで、これについて、ご質問・ご意見、ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

関谷委員、これ、風評被害はこういうことでよろしいですか。ページは75ページくらいだったか。

○関谷委員：はい。災害後ではなくて、災害時のときの風評対策なので、これでよろしいかと思います。

○池谷座長：よろしいですか。ありがとうございます。

では、また最後にもう一度伺いするっていうことで、取りあえず、本編のほうの説明と質疑、ちょっと一度切らしていただいて、まだ残っております最後の『参考資料』と『事例集』の議論に入りたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（野村補佐）：『手引きの素案』の、一番最初のほうになるのですが、目次をご覧ください。目次のほうで、『参考資料』についての、まず構成をご説明させていただきたいと思います。目次の中の最後のほうですが、ページ数が載っておりませんが、参考資料から始まる部分ですね。こちらの書いてあるとおり、まず1番、活火山とは、というところから始まって、火山現象について、それから3ぽつで火山、日本の火山防災体制、4ぽつで火山防災に関する情報等々書いてありおりますが、1ぽつから4ぽつまでは『避難確保計画の手引き』とほぼ同じようなものを、こちらのほうにも入れていると。これは、火山の基礎知識として読んでいただきたいということで、参考資料に付けております。

5ぽつ、防災啓発というところと、あと、ページめくっていただきまして、6ぽつの火山防災訓練という部分については、ちょっと、本編のほうでもある程度書いてはいるのですが、もうちょっと具体的な、どういうことやめるのかというところを、書き足りないところを、こちらのほうで補足をさせていただいております。

それから続きまして、『事例集』というものがございます。こちらのほうでは大きく三つに分けておりますけれども、まず一つ目が、避難計画の優良事例ということで、こちらのほう、六つ、挙げさせていただいております。さらに、2ぽつとして火山防災訓練に関する事例ということで、こちらのほうも、訓練の優良事例として五つ、挙げさせていただいております。最後、3ぽつとして噴火時等の対応の事例ということで、実際に噴火したときの対応の事例として、10個、最近のものを挙げさせていただいております。

それでは、その具体的に見ていただきたいと思いますが、101ページ、ご覧いただけますでしょうか。前の部分は先ほど申しました通り、避難確保計画とほぼ同じものを。そこの次から、101ページの5ぽつの防災啓発のところから、ご説明したいと思いますけれども、この中で、防災講演会だとか、火山防災マップの作成・配布、それからビジターセンター、ジオパークでの情報提供というところが重要になってきますよ。こういうこと、有効に活用していきましょう、ということ

を書いておりますけれども。特にかっこ2番の火山防災マップ等の関する部分ですけれども、その中で、16行目のところです。火山防災マップは配布するだけでなく、見方、使い方を説明する必要がありますと。火山防災マップは、発生や到達が異なるタイミングの火山現象と一緒に記載されていることがあるとか、ある条件を設定した上でのシミュレーション結果であって、必ずしも、その通りにならないこともあるということについて、使い方についても説明してはどうかと。ちょっと事前のご説明のときに、吉本委員のほうからご意見いただいていた、ちょっと、このような形で、説明したらどうかと思っております。

それから6ぽつのところ、102ページですね。102ページのところに進んでいただきまして、こちらのほうでは、防災訓練についての、もうちょっと具体的に書いて、書き出しております。実働訓練、それから図上演習。図上演習の中でも、イメージトレーニング。この中には、DIGとか『ハザードマップ』を使ったワークショップ。それから対応型の、具体的な対応を付与されての、具体的に検討していくというようなものについてやっていくと有効ですよということで、103ページのほうにも、ちょっとそれらをまとめたようなものも、載せております。

それから、104ページからは、『事例集』ということになりますけれども、106ページ、ここからが1ぽつといたしまして、避難計画の優良事例ということで、まず、樽前山の防災計画について、載せてございます。こちらのほうでは、特徴的なのは、一時立入・避難解除に向けて、どういうことをチェックしていくべきかというようなことを、チェック項目を載せているとか、あとは、火山現象の危険性等から避難区域の分類を行って、その災害が起きたときに、このような分類を行って、それに応じて、一時立入をどうするかっていうことを考えていく、っていうようなことを計画の中で定めているという事例でございます。

それから107ページ。秋田駒ヶ岳の計画でございますけれども、これは、内閣府が支援してつくられたということもございまして、ここに具体事例挙げておりますが、想定火口複数あるということでなかなか対応が難しいという中で、火砕流の到達時間までなかなか余裕がないということで、早期避難という考え方、レベル4の段階で、もう避難を実施するというようなことについて、また、そのエリアについて計画の中で定めている事例でございます。

続きまして、108ページ目。蔵王の防災対策ということでこちらのほうも、27年10月に策定されておりますが、特徴的なのは救助に関しての、具体的な中身を策定しているということでございます。

それから、109ページ目。富士山の広域避難計画と。こちらのほう、昨年12月に策定されておりますが、広域計画、広域避難ということ、静岡県・山梨県・神奈川県、広範囲に影響が及ぶ中で、時間的猶予、それから生命への危険性、現象

ごとの生命の危険性なんかも考慮してブロック分けを行って、それに応じた避難計画っていうものをつくっているという事例でございます。

次に、110ページ目、ご覧ください。こちらのほうは伊豆大島の防災対応マニュアルというふうに書いておりますが、特徴的なのは島外避難に際しての観光客の島外避難という部分について、レベル3の段階から、自主的な島外避難を促していくというところが、特徴的かと思います。

それからちょっと飛んでいただきまして、112ページ。こちらのほうでは、ここからは防災訓練に関する事例ですけれども、富士山の三県合同防災訓練ということで、これも、先ほど申し上げたような、広域計画に基づくその検証っていうことで、記載されておりますが、住民等の実働訓練なども行われていて、自家用車による住民の避難訓練なんかを併せて行われているというような事例でございます。

それから、ちょっとまた、ページを飛んでいただきまして、114ページ。こちらのほうでは桜島の防災訓練ですけれども、ここで特徴的なのは、外国人対策の実働訓練ということで、外国語による防災行政無線での情報提供、それによる日本語、英語、中国語、韓国語なんかを使って、実際に実働訓練しているというような事例でございます。

それから、115ページ目。こちらのほうでは吾妻山の事例になりますが、登山者・観光客の避難訓練ということで、なかなか山の中にいて、情報伝えづらいという中であって、防災ヘリなんかを使って上空からの呼び掛けの訓練なんかを行ったりとか、あとはメールによる配信訓練などを行っている。あとは職員がハンドマイクを持って観光地周辺の情報を呼び掛ける。そのような実働的な訓練が行われております。

それから、117ページ。こちらのほうからは、噴火時の対応事例ということになりますけれども、2000年の有珠の噴火の事例でございます。実際に起きたタイムラインについてはこちらのほうに記載しておりますけれども、特徴的なのは119ページの、有珠はかなり分量多くしておりますけど、119ページの、住民等の広域避難についてです。こちらのほう、いろんな輸送機関を使いながら、二重三重に、輸送手段を確保して行われた。鉄道の話だとか、あとは実際には実働しなかったけれども、海上保安庁の巡視船なんかも停泊して、準備していたというようなところも記載しております。

120ページ目。こちらのほうに、有珠の事例の中で、もう一つ特徴的なのが、危険度に応じた土地利用区分ということで、ちょっと避難からは若干、離れてしまうのですが、復興の話。本部の中ではなかなか触れづらいというご説明させていただいたのですが、この中で、事例の中で、このような土地区分を行って、避難解除をしていた、というような事例は、掲載させていただいております。

それから、121ページ目。こちらのほうでは草津白根の2014年の活動活発化、いうことで、こちらのほうで通行規制の実施と、それを緩和していったその状況について説明を行っております。規制区間を縮小していくというところが具体的な事例があったほうが分かりやすいだろうということで、ここに載せさせていただいております。

それから、123ページ。こちらのほうでは、2014年の御嶽の噴火について掲載しております。突発的な噴火における登山者の避難ということで、どちらかというとか教訓的な話をメインに書かせていただいておりますが、123ページ目の下の四角ですけれども、山小屋等への緊急退避であるとか、下山の誘導、下山した登山者への支援、というようなところ、書かせていただいております。

それから、次の124ページ目。こちらのほうでは、救助とか捜索活動に関する話。それから、あとは観光施設の対策ということで、現在、山小屋等の補強なんかも行われていっているという状況について記載をしております。

125ページ目。こちらのほうでは、箱根の事例。いうことで、警戒区域の中の施設の管理、限定的に人を立ち入らせながら、どう対応していますか、というところ。それから風評被害対策といたしまして、取り組まれている内容について、こちらのほうで記載してはどうか思っております。

それから126、127ページですが、こちらのほうでは、86年の伊豆大島の噴火ですね。について、事例を載せております。127ページのところで、要配慮者・観光客の避難と書いてあります。特徴的なのは、まず第1陣、19時2分のものですけれども、観光客をまずは乗せて、島外避難をさせていると、その後に、要配慮者を避難させているというような、ちょっと優先順位をつけながら避難をしているというところ、特徴的でしたので、掲載をしております。

それから128ページ目では、2000年の三宅島の噴火というところ書いてございますが、長期避難の話だとか、全島避難の話、書いてございますけれども、今回、特徴的なのは、130ページ。ガスがなかなか、火山ガスがどうしても止まらないという状況の中で、火山ガスとの共生ということで、4年5カ月ぶりに避難指示を解除されて帰島していったという中で、高濃度地区を設定して、居住の制限をかけた。ただし、居住の制限をかけながら、そこに指定された住民に対して財政的な支援策というものを打ち出していったというような事例として、こちらに書かせていただいております。長期避難の話は、本文にもございますけれども、その一つの事例として、書かせていただいております。

それから131ページ目では、雲仙岳噴火について書いておりますが、警戒区域の設定の話、132ページに、こちらのほうに具体的に火砕流の影響範囲と、あとはその警戒区域の設定のエリアですね。こちらも、このように設定が行われているという事例として、掲載をしております。

それから133ページには、新燃岳噴火の事例。こちらのほうでは、噴火後の土石流の対策なんかが、主に検討されていたというような事例を書いているのと、あとは134ページには内閣府のエキスパートの派遣なんかも行われて、池谷座長のほうが実際に災害対応中に行かれて、不安を募らせている住民に対してご説明していただいたというような事例も、掲載しております。

それから最後、135ページには、2015年の口永良部の全島避難という部分についても記載をさせていただいておりますし、一時帰島のやり方についても当初、電力関係、インフラ関係の職員から順次入れていって、スムーズな一時帰島ができたというようなところ、お伝えさせていただいております。

ちょっと、駆け足でしたが、以上でございます。

○池谷座長：はい、ありがとうございました。それでは、今、事務局から説明がありました、『参考資料』と『事例集』について、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

小林委員、125ページの箱根大涌谷の噴火は、これでよろしいでしょうか。もうちょっと、これも入れといたほうがいいよと、何か、いいアイデアがあったら、ご発言いただければと、いかがでしょう。

○小林氏：箱根町ですね。途中で警戒区域を一部縮小したということをやりましたので、それらについても、少し触れてもらえればなというふうに思いました。

○池谷座長：どういう理由で、どういう情報で、縮小したかっていうようなの、入れるというのは、縮小のほうは非常に難しいので、参考になるのではないかと思います。ぜひ、ご検討お願いします。

○吉本委員：101ページの防災啓発のところですけど、2番、入れていただいて、どうもありがとうございました。もう一つ触れていただきたいのは、小学校が義務教育の中での防災授業を、防災教育というのですかね、啓発と教育と一緒にしていいのかどうか分からないですけど。教育授業、全く入ってないので、それも有効ですので、ここで一緒に入れていただければ、おそらくいいのではないかなと。

○事務局（野村補佐）：防災啓発についても、本文にもまとめて書いてはいるのですが。ちょっとその辺り、こちらのほうではできるだけ具体的な施策として、どういうものがあり得るかというところで書いていきたいと思っていますので。防災教育として書けるところ、考えてみたいと思います。

○池谷座長：そういう意味では、この防災啓発のところ、写真も重要なのですけど、例えばビジターセンターで何を言った人が、1番、インパクトがある学び方をしているのかとか。何か特徴というか、こういうのをやっておくと、ビジターセンターいいよと。ただ、物をここに並べてればいいんじゃないよ、というようなものが分かると、より情報としては、いいのじゃないかなという気がします。何か、そういうコメントみたいなのは、付け加えられますかね？

○事務局（野村補佐）：分かりました。中央防災会議でも、御嶽噴火の後の、ワーキンググループなんかもございまして、そこでもビジターセンターの重要性というのは言われておりましたし、そのときにいろんなデータを集めておりますので、その中から特徴的なところ、まとめてみたいと思います。

○池谷座長：できれば、他のところが参考なるようなことを、ちょっとここに入れておいていただくと非常にいいのかなって感じしますね。

○事務局（野村補佐）：分かりました。

○河野委員：今、池谷座長がおっしゃった通りで、全ての事例においてこれを読んで、その中のどの要素を、これから計画をつくる人が、この中の事実の中のどこが先進的で、どこがわれわれの参考になるのかっていうところを読み解くのが、なかなか難しいものも結構あるんですね。なので、表題のところに総合防災訓練とか、想定火口が複数あるケースっていうので、タイトルはインデックスは分かるのですが、その中のどこがポイントとして重要っていうのは、上に箇条書きでも、ここがポイントなのよ、この事例の、っていうのが全部に対して載っているとうれしいなということと、外国人対策の実働訓練に関しては、外国人に対して、4カ国語でやっていますっていうことは書いてはありますが、実際に訓練に外国人が参加しているのかとか、その検証がどうだったとか、結果がないのでやっています、のだけの事例だったら、要らないかなんかの気持ちもありますので、ここはもう少し、深掘りをできるならしたほうがいいですし、何を、外国人に対して、どういうふうな特徴があるから、こういうことに気を付けてやるべきだっていうことが、この訓練から分かったのだよとか、そういうのが出てくるとうれしいと思います。以上です。

○池谷座長：まさにその通り。これ、情報量としてはすごくあるのですよね。いっぱいあるのですよ。あり過ぎる。どこを見ていいか分からないっていうのが、多分、初めて手にした人の感想じゃないかと思う。キーワードとなるところを、例えば、

色を赤くするとか、何か、例えば、吾妻山の登山客のこの避難誘導はここがキーだっというところだけを、赤字で書いとくか。いう、何か、ここだっというポイント、分かるようにしとくといいですね。

○河野委員：そうですね。ただ難しいのがポイントで、知識がある人は、その赤字の裏の意味が、なぜこの文章がポイントなのかって分かると思うのですが。中には、その赤い文字の意味を、なぜっというところまで理解が及ばないケースもおそらくあるので。なぜのところが、ある程度読めたほうがうれしいなというところは、あると思います。

○事務局（野村補佐）：ちょっと確かに、やりましたよ、だけで終わっている部分は多々あるので、やった結果としてどういう教訓があったのか、それを他の、これを見られるかたがたに、どう生かしていただきたいかというところ、例えば最初のほうに河野委員おっしゃられたようなポイントとして、最初のほうにちょっと書いておくとか。ちょっと、事例によってできる・できない、あるかもしれませんが、トライしてみたいと思います。

○吉本委員：それは、噴火対応の事例もよかった点と、もうちょっとこうしたほうがよかった点っというのは、あらかじめ出しておいたほうがいいのではないかなというのが、思うのですけど。対応できなかった、もうちょっとこうやったほうがいいっというの、多分、自治体、皆さん、あると思うので、それを書いておいてあげると、次の自治体に失敗をまねしないかなってのが、一つあるかなと思いました。

それから有珠の事例のところ、一番大きい、ここに書かれていないところで、大きな虻田町の役場が移転したことだと思うのですけれども、それは特に追加しないですかね。自治体の役場も避難しなきゃいけないって、相当な出来事なのですけど。それも、基本的にはそうならないように土地計画をつくって、今は、いると思うのだけど、ならないとは思っているのですけど、一応、そういったことがあったということと、それから御嶽のところでこのタイムラインを書いていたときに、実は、この噴火性の11時52分から12時36分までの間、山小屋と気象庁と役場とで、ものすごくやりとりがあったのですよね。気象庁、気象台は全く情報がなくて、山小屋の人たちにいろいろ電話をかけまくって、聞いて、やっと仕入れたことから、いろいろ対策が動いていったと思うのですけども。そこが、もう全く書かれていないので、実はこの30分くらいが、非常に。今、情報って言われているのは、多分、そこが。そこでの情報伝達がうまくいかなかったという分析があるので、その辺は何か、ちょっと書きにくいのですけど、少しまとめられると、

他のところ、役に立つかなというふうに思いました。すみません。ありがとうございました。

○池谷座長：そこら辺は、よく調べていただいた上でご検討いただければと思います。

尾形委員も、ご覧になっていていかがですか。

○尾形委員：御嶽山噴火のところの、この登山者の救助・搜索活動ですけども、行方不明者の把握の問題ですね。取りあえず、入山者数の確認ができずに、非常に搜索活動が長期にわたってのことなので、そういう意味では、どうしてもわれわれ登山者側にも、登山届をもっともっと啓発していきたいというところを、ちょっとこの124ページ辺り、対象者が、一時、374人うんぬんということでじゃなくて、もうちょっと、この辺り、長期化したとかそういったもの含めて、もっともっと登山届を出してほしいみたいに、もっていつていただければ、ありがたいかなと思うのですが。

それで、ちょっと、先ほど、第5章の、この防災啓発・訓練の中で、登山者の登山届や入山届の提出を促進するというところを、書いていただいたのですが、ちょっとあまりにも、くどく書かれているので、例えば、80ページの2行目と、11行目が、これ重複しますので、2行目の、また書きは削除されたらどうでしょうか。同じところが、二つ出てくるものですから。

○事務局（野村補佐）：すみません。今、あれなのですよね。各協議会構成メンバーごとの役割を書いているもので、どうしてもこの、市町村は、という主語にしたいと。

○事務局（野村補佐）：言われた通り、重複する部分があるので、あまりにちょっと、重複感があるところは、ちょっと下にまとめて、協議会・構成機関は、協力してやるとか、ですね。ちょっと、まとめる方向で、できれば。

○池谷座長：同じのが、三つも四つも出てくるっていうのは、ちょっと読みづらいかもしれないから、まとめてうまく整理ができればいいですね。そういうことでよろしいですかね。

○尾形委員：はい。

○池谷座長：それから、登山届の議論は、ぜひ、促進していただきたいですね。他、いかがでしょうか。

○石原委員：今、登山届っていう話が出たのですが、それを条例化しているところあるわけですね。それを、新潟焼山と書いている。そういうのが、具体的にやっているの。

○池谷座長：新潟はやっているのですか。

○石原委員：新潟焼山はあるけど。

○尾形委員：例えば、今、登山届で、火山関係での登山届っていうのはあまりないと思いますね。今、群馬県と富山県と、それから長野県と岐阜県があるのですが、これはあくまでも火山に対する登山届ではなくて、要するに、事故防止のための登山届で条例になっております。特に、谷川岳は。群馬県は谷川岳の東面南面の、もう、困難な岩場を危険地域として、期間限定。剣岳の場合は、冬季の、積雪期の気候条件の厳しい剣岳という、危険地域の入山規制で。岐阜県も同じですね。ですから、火山によつての県条例っていう、登山条例はないと思います。

○石原委員：新潟焼山はあるのですよ。

○池谷座長：山ごとにできるのですか。条例っていうのは、例えば、山全体じゃなくて、特定の何々山っていうので、できるものなのですか。

○事務局（野村補佐）：それは、自治体ごとなので。

○池谷座長：また違うのですか。できるものなら、やるといいですよ。ただ、ちょっとそれも調べていただいて、事例があればそういう事例をこういうところに出しておくという、紹介しておくってことは、そういうことでよろしいでしょうか。

○石原委員：それでは、ついでにですが、113ページの新潟焼山、2014年、これ、2015年もやっていますよね。2015年の場合は、実際にレベル4になるかどうかという判断して、翌日、住民の避難訓練もしていますよね。そういうのも、図上訓練と避難訓練を行った。そういうのも、一例として、紹介されたらどうだ。

それからもう一つ、この117ページ、さっきいろいろ、役場の移転の話ですけど。有珠山の場合これは、観測所移転していますよね。備考でいいと思いますけども。北大の有珠の観測所を移動していると。ただの参考例。参考というか、そういう例もあるというくらいのことから、特に、特記事項でございますから、どうか備考にも書いていただければと。

○関谷委員：いくつかあるのですが、まず131ページなのですが、雲仙岳噴火とあるのですが、災害名だと、雲仙普賢岳噴火ですよね。常時観測火山だと、雲仙岳ですけど、常時観測火山だと、雲仙岳ですけど、災害名だと、雲仙普賢岳噴火のほうが合っているような気がするのですが、どうでしょうか。まず1点。

○池谷座長：雲仙温泉も、危ないのじゃないかっていうことがあって、雲仙岳ではなくて、雲仙普賢岳って特定しようということで、名称に普賢を入れたのですね。

○関谷委員：そうですね。

○池谷座長：ですから、災害としては、一般的には雲仙岳になっているかもしれませんが、地元では雲仙普賢岳というのを、一般的に使っていますよね。

○関谷委員：あと、二つ目なのですが、全般的に臨時火山情報とか、緊急火山情報とか、過去の情報名で記載されているところがあって、これ多分、今、担当になった人が読むとちょっと分からないと思うので、ちょっと注釈をどっかに入れたほうがいいのではないかなと思います。

○事務局（野村補佐）：はい。分かりました。

○関谷委員：3点目なのですが、ちょっとすみません、小林委員がどう思うか、わからないのですが、125ページの風評被害対策なのですが。私これが、風評被害対策なのは、ちょっと疑問がありまして、多分、箱根町がやった風評被害対策は、どちらかったら、火山の噴火の後に、ロープウエー周辺の問題であるっていうふうな、正確な情報の発信と、あと、強羅の地域も含めて、箱根周辺の地域の人たちが、防災対策を行って、安全対策に力を入れたってことが風評被害対策で、この名称変更っていうのは、風評対策なのかなってのが、ちょっと、すごく疑問に思います。

というのは、今まで、これを風評だっていう、こういう感じのことが風評だっていうふうなので、よくあるのは、例えば、岩手山の噴火のとき、岩手県全体が風評被害を受けるから、岩手山の火山活動の活発化っていうのをやめてほしいとか、あと、岩手宮城内陸地震のときに、岩手県・宮城県全体が、地震被害を受けているような印象を受けるので、名前変えろとか、そういう、この話って、よくある話なのですよね。

けど、この箱根の場合で大涌谷周辺箱根山って、かつこ箱根山っていうふうにしたっていうのを、事情が分かっている人は、これ読むと多分、分かると思うのですが、パッと見ると、なんか名前だけ変えたみたいな感じで思われると、相当、誤解されるんじゃないかなと思いますので、ちょっとここのところは注釈を入れるとか、もう少し風評被害対策っていうのは、安全対策であつたりとか、正確に情報を発信するっていう、そっちが主眼だと思うので、ちょっとここの部分は、付け加えたほうがいいのではないかなと。

○池谷座長：確かに、図面か何かを入れて、例えば大涌谷っていうと範囲が限定されますよというのが分かるほうが、箱根山全体ではないのですよというのが分かるほうが、風評被害対応としては分かりやすいですね。

○関谷委員：はい。これだとなんか、箱根町っていう名前を連想させるから、箱根山が嫌だみたいな、少し誤解される読み方をされるような気がするので、少し、正確に書かれたほうがいいかなとは思いますが。

○小林氏：確かに、この。昨年、事例発表をした当時は、このような書き方をしていたのかなっていうふうに思うのですが。そうですね。関谷委員、言う通り、風評対策って、正確な情報を正しく伝えるということが、最終的には、風評被害対策だと思いますので、この辺ちょっと、書き方、調整をしてもらえればなと感じます。以上です。

○池谷座長：小林委員、地元の、例えば、湯本とか、強羅とか、要するに、直接的でない所の商店街とか、観光協会とか、いうところから、全国に、こういう情報を発信したとか、そういうのは、ないものなのですか。例えば、風評被害に対して、違うよ、というのを、情報発信としてやった例はないですか。

○小林氏：違うよっていうよりも、噴火自体は、確実に起きましたので、それを隠すことなく、正しく伝えようっていうのと、あと、旅館とかでは、こういう安全対策をやりますという発信に変えましたね。

○池谷座長：何かそういう、安全対策をやったとかっていうのも、ある意味の、他への事例にならないですかね。

○小林氏：そうですね。特に、強羅地区という所の観光協会が中心になりまして、強羅地区で、こういう安全対策をつくりましたっていうような事例がありますので、そ

ういったものを紹介してもらえれば、地域の対策というところにつながるのかなと感じます。

○池谷座長：行政もそうなのですが、やっぱり、地域も全体で、みんなでやってかないと、誰かが言えばそれで風評被害なくなるかっていうと、なかなかそうじゃないと思うのですよね。いろいろなパスを使って、やってくる必要があるっていうのをこういう所の事例で、少し、紹介できるといいかなと思うのですが、いかがでしょう。

○小林氏：はい。その通りだと思います。

○池谷座長：事務局、よろしいですか。

○河野委員：加えて、もう一つ、入れていただきたいところが箱根にあって、本文の中に、今回、市町村にも問い合わせとかメディアからの問い合わせが山ほど来るから、市町村も窓口つくれとか、協議会もつくりましょうと。みんなそれぞれ、勝手な人たちが勝手なところに電話をかけてくるので、マスコミ対応、あと旅行会社対応、一般の消費者とか、来ている人の家族、それぞれが、箱根のときに、どういうふうな仕切りをして、どこの組織が、どのメディアとか、どんな相手に対応するふうな窓口をつくったかとか、そういうことが、ちょうど本文と、ひも付くので、こういうふうに役割を分担して、窓口つくりましたよっていうことと、情報発信するときには、役場発信のときは、こういうふうな正確な情報出すとか、観光協会とか、温泉組合が出すときは、もっと営業情報がこれにプラスされますよとか、それぞれの組織組織で、出してく情報が多分、正確な情報っていても、毛色が違うはずなので、その辺りの工夫を具体的に書いてあると、多分、みんな分かりやすいなという気がしたので、そういうのが入ったらいいなと思いました。

○池谷座長：他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通して、ご意見・ご質問ございましたら、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、何かありましたら、まだ、この本文、再読といいましょうか、持って帰って、読んでいただいて、ご意見があれば、事務局のほうに出していただくことで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日予定しておりました議事は、一応、これで、全て終了いたしました。本日の議論は、ここまでとしたいと思います。皆さま、活

発なご議論ありがとうございました。進行を、事務局のほうに、お返ししたいと思います。

○事務局（森本企画官）：池谷座長、ありがとうございました。今、座長からおっしゃっていただいた通り、ちょっと部数、事務局が勝手に修正している部分がございますので、引き続きお気づきの点がございましたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。次回は10月末を予定しておりまして、大体、成果をまとめていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、その上に、ご意見ありましたら、ちょうだいいただきたいなと思います。本日は、ありがとうございます。

以上